

更生保護  
あおもり

【第95号】

発行日 令和5年8月  
 発行者 更生保護法人 青森県更生保護協会  
 青森県保護司会連合会  
 青森市長島1-3-25 電話017(776)6419  
<https://www.ao-kousei.com>



青森県更生保護  
ネットワーク  
ホームページ



夏の風景 三沢市小川原湖畔キャンプ場 小川原湖湖水浴場

全国で11番目に大きい湖。キャンプ場は湖側と山側に分かれ、炊事棟や水洗トイレ、温水シャワーもついている。近くに日帰り温泉も。

【撮影/令和5年8月編集委員会】

非行少年等を生まない  
社会づくりに向けて

青森県警察本部生活安全企画課  
課長 石田 利也

皆様には、犯罪予防や再犯防止等、日頃から地域の安全・安心のため、御尽力されておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

さて、本県における令和4年中の刑法犯少年は126人で、前年より16人増加しており、中でも、「暴行」「傷害」といった粗暴犯が大幅に増加しています。

また、インターネットを通じて、少年が性犯罪等の被害者となるケースが後を絶たず、本県においては、SNSに起因して、20人の少年が福祉犯被害に遭っています。

このような厳しい状況の中、青森県警察では、関係機関・団体と連携のもと、非行・被害少年の早期発見、福祉犯事件の取締り強化、低年齢からの情報モラルの啓発、児童・生徒による「少年非行防止JUMPチーム」の育成・支援などに取り組んでいます。

近年、様々な発達状況にある、個々の少年の特性に見合った適切な対応が求められていますが、青森県警察では、令和3年4月から、

警察本部と青森・八戸・弘前警察署に「少年サポートセンター」を開設し、少年問題に関する専門的な知識や技能を有する「少年補導職員」を集中配置しています。

非行・犯罪被害・交友関係などの問題や悩みを抱えている少年や保護者からの相談に応じ、問題などがエスカレートしたり、繰り返したりしないよう助言指導を行っています。

面接や電話による助言指導のほか、保護者の同意を得た上で、「修学・就労支援」「学習支援」「農作業体験」「物づくり体験」等を行い、少年の立ち直りを支援していますので、気軽に最寄りの「少年サポートセンター」にお問い合わせいただければと思います。

非行少年や被害少年を生まない社会づくりに向けて、今後とも更生保護関係の皆様のご御理解と御協力をお願いいたします。

<p><b>青森</b> 少年サポート センター</p> <p>■新町センター 0120-58-7867 ■安方センター 017-776-7676</p>	<p><b>八戸</b> 少年サポート センター</p> <p>0178-22-7676</p>	<p><b>弘前</b> 少年サポート センター</p> <p>0172-35-7676</p>
<p>【電話】月～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) 少年に関する事なら、どなたでも相談いただけます。</p>		
<p>少年サポートメール youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp 【メール】24時間受信、返信は2～3日後 (土・日・祝日・年末年始を除く)</p>		
<p>＼まってるぞう/ </p>		
<p>青森県警察本部 少年サポートセンター</p>		

紙  
上  
研  
修

# 被害者等の心情や置かれた状況を十分理解した指導が求められる



## 「しよく罪指導について」

青森保護観察所長 野尻 実

犯罪被害者等に対する支援等については、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立し、翌平成17年12月には犯罪被害者等基本計画が策定されました。これらを踏まえ、更生保護においても、平成19年12月から次の4つの施策が導入されました。

### ア) 意見等聴取制度

被害者等が、仮釈放等審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を、口頭又は書面によって示すことができる制度。述べられた意見等は、仮釈放等の許否の判断など重要な考慮事項として取り扱われる。

### イ) 心情等伝達制度

被害者等が、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を、口頭又は書面によって示すことで、保護観察所を介して、保護観察を受けている加害者に伝達できる制度。被害者等が希望すれば、心情等の伝達を受けた際の加害者の発言等について通知を受けることができる。

### ウ) 被害者等通知制度

被害者等が、加害者の仮釈放等審理や保護観察の開始その他の加害者に関する一定の情報について、通知を受けることができる制度。

### エ) 相談・支援

被害者等が、保護観察所の被害者担当官又は被害者担当保護司に対し、不安や悩み等を相談することができる制度。



以上の4つの施策が導入され、取り組みが進められてきました。さらに、平成29年12月に閣議決定された国の再犯防止推進計画にも「犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力すること」と明記され、令和2年10月の法制審議会の答申などを経て、令和4年10月から保護観察処遇における新たなしよく罪指導プログラムが開始されました。このプログラムの対象になるのは、被害者を死亡させ、又はその身体に重大な傷害を負わせた者や、重大な財産的損失を与えた者などで、主任官が導入のプログラムを実施した後、全4回のプログラムを、担当保護司が実施（最後の「ステップアップ」は主任官面接で扱うことも可能）することになります。

被害者等が加害者である対象者を許せないと思う感情があることや、対象者から感謝の措置等誠意ある対応がなされなければ許しがたいと考えることは当然です。しかしながら、保護司等が、被害者等の立場のみを考えて対象者の責任を厳しく追及してしまうと、対象者と対立し、信頼関係を崩すことにもなりかねません。人間は、誰でも余裕がなければ他人のことなど考えることができず、対象者が、日々の生活に困窮し、生活の安定が図られていなければ、自分のことだけで精一杯となり、被害者や被害弁償にまで思いをいたすことができないのは仕方がないとも言えます。対象者が被害者等に対して向き合うには、まずは安定した生活基盤を確保し、一日も早く生活の見通しを立てていくことが必要となります。

また、対象者の心身や生活の状況を無視して被害者等に向き合わせ、被害弁償を行うよう指導することが、対象者を追い詰め、現実逃避として再犯に至るようでは本末転倒となってしまいます。しよく罪指導プログラムの目的は、再び罪を犯さない決意を固めさせること、そして、被害者等の意向等に配慮した誠実な対応を促すことにありますので、指導を受け入れる心の準備状況はそれぞれ異なることを前提に、対象者に応じて柔軟に対応する必要があります。また、実際に被害弁償を行う際には、対象者生活状況や心情の安定状況等とともに、被害者等の心情や意向等を踏まえた慎重な対応が求められます。このため、被害弁償を具体的に進めるときには、担当の主任官と協議の上指導いただくようお願いします。

対象者が被害者に対する思いを持ち続けて行動することは、再犯の防止と立ち直りにとって何より大切です。

日頃の処遇やしよく罪指導プログラム等を通じて、対象者が被害者等の心情や置かれた状況を十分理解し、感謝等に向けた行動を続けられるよう引き続き御指導をお願いします。

# 第72回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト表彰式

主催 社会を明るくする運動 青森県推進委員会

期日/令和5年1月7日(土) 会場/県観光物産館アスパム(青森市)にて

第72回“社会を明るくする運動”作文コンテストの表彰式が行われ、県健康福祉部・工藤康成次長(知事代理)のほか、更生保護関係団体の代表が出席されました。

りんご賞(社会を明るくする運動青森県推進委員長・青森県知事賞)には、弘前市立第一中学校3年・上原華恋さんが選ばれました。作文コンテストは平成5年(1993年)から始まり今回で30回目となり、県内では小・中学校合わせて534点の応募がありました。

全国では約32万点の応募がありました。



更生保護関係機関・団体の代表と受賞者



青森県更生保護協会では、入賞作品集「ひまわり」を作成し、応募校や保護司会を始めとした関係団体に配付しています。

更生保護法人青森県更生保護協会では、“社会を明るくする運動”作文コンテスト入賞者の作文朗読動画を録画・編集し、「青森県更生保護ネットワーク」ホームページにアップロードしました。パソコン・タブレット・スマホから、ぜひ!ご覧ください!

青森県更生保護

検索

<https://www.ao-kousei.com/>



青森県更生保護  
ネットワーク

## ○退任保護司 長い間ありがとうございました

(令和5年2月28日付け)

後藤 雅行(青森)	羽賀 恵子(青森)
菊地 ふさ(南黒)	富田 光子(五所川原)
田中 潤一(上十三)	

(令和5年3月31日付)

太田 宏見(弘前)	三浦 亮(弘前)
新井山 雅行(八戸)	阿保 香月(河南)
(令和5年5月31日付け)	七戸 満(つがる)

## ○新任保護司 今後の御活躍を期待します

(令和5年3月1日付け)

逢坂 重良(青森)	岡田 真紀子(青森)
小林 幹夫(弘前)	上條 幸哉(八戸)
上野 将暢(八戸)	大橋 協司(八戸)
岡 博永(八戸)	對馬 俊行(八戸)
棟方 昌恵(八戸)	吉田 咲子(南黒)
坂本 憲彦(つがる)	佐々木 悟(上十三)
佐々木 洋子(上十三)	馬場 照子(上十三)
小又 彰貴子(野辺地)	山田 敏子(野辺地)
能渡 善行(むつ下北)	伴 高助(むつ下北)

## ●敬 弔

ここに生前の御功績を偲び  
謹んで哀悼の意を表します

久保 義一(八戸) 令和5年2月17日 御逝去

## 第43回 青森県更生保護大会

■開催日/令和5年10月25日(水)

■会場/三沢市公会堂

YouTubeにて  
LIVE中継予定



## 青森県更生保護女性連盟 「第55回 秋の集い」

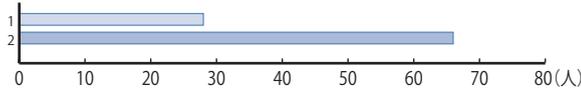
■開催日/令和5年10月13日(金)

■会場/リンクステーションホール青森

# 保護司を辞めたいと思わない70.2%

保護司制度に関するアンケート結果について（抜粋） 定年による退任予定時期まで1年未満の保護司

## (1) これまでに保護司を辞めたいと思っ てことがありますか。



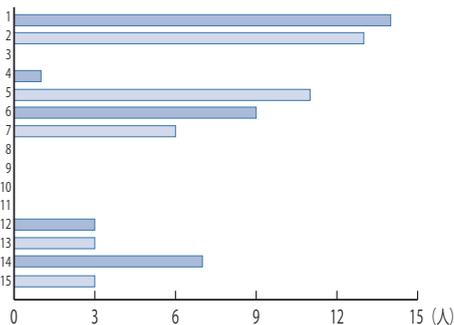
- ある 29.8% (28名)
- ない 70.2% (66名)

■調査期間／平成30年8月～9月  
 ■対 象／定年による退任予定時期  
 まで1年未満の保護司  
 ■依 頼 数／100名  
 ■回 答 数／95名 (回答率95%)

※アンケート結果の中から一部紹介

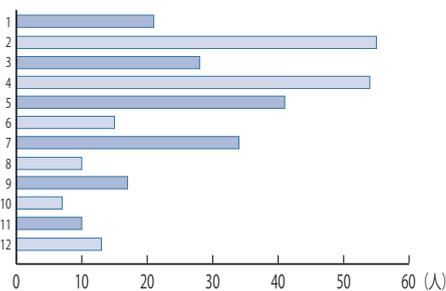
出典：法務省・更生保護法人 全国保護司連盟

## (2) 辞めたいと思った理由 (当てはまるもの全て)



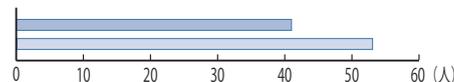
- 指導・援助に自信がなかった……………50.0% (14名)
- 再犯・再非行に責任を感じた……………46.4% (13名)
- 対象者が自宅に来訪するから…………… 0% (0名)
- 家族の理解が得られない…………… 3.6% (1名)
- 事件担当が多く時間的負担が大きい……39.3% (11名)
- 会合や研修が多く時間的負担が大きい…32.1% (9名)
- 地域活動が多く時間的負担が大きい……21.4% (6名)
- 金銭的負担が大きい…………… 0% (0名)
- 担当事件が少ない…………… 0% (0名)
- 会合や研修が少ない…………… 0% (0名)
- 地域活動が少ない…………… 0% (0名)
- 相談したり助言を受ける相手がいない…10.7% (3名)
- 他の保護司と活動することが負担………10.7% (3名)
- 保護司の社会的評価が低い……………25.0% (7名)
- その他……………10.7% (3名)

## (3) 辞めずにこれまで継続してきた理由 (当てはまるもの全て)



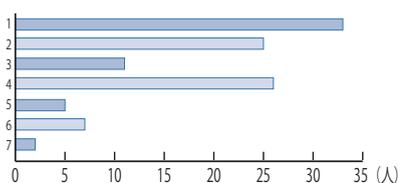
- 先輩保護司によるサポート……………53.7% (51名)
- 観察官等によるサポート……………57.9% (55名)
- 家族に励まされたから……………29.5% (28名)
- 事件担当にやりがいを感じたから………53.8% (54名)
- 地域活動にやりがいを感じたから………43.2% (41名)
- 研修が充実しているから……………15.8% (15名)
- 保護司会や保護観察所からの保護司活動に対する配慮……………35.8% (34名)
- 職場からの保護司活動に対する配慮……10.5% (10名)
- 保護司の社会的評価……………17.9% (17名)
- サポートセンターが設置されたから………7.4% (7名)
- 後任が見つからず辞められないから……10.5% (10名)
- その他……………13.7% (13名)

## (4) 仮に再任の上限年齢が引き上げられれば、それ以降も保護司を続けたいと思うか。



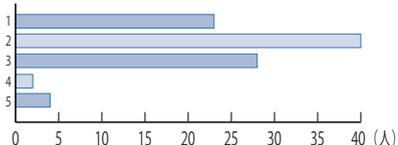
- 思う……………43.6% (41名)
- 思わない……………56.4% (53名)

## (5) 仮に再任の上限年齢が引き上げられれば、それ以降も保護司を続けたいとする理由 (主なもの3つまで)



- 活動する意欲や体力があるから……………80.5% (33名)
- 経験等を先輩保護司に伝えたいから……61.0% (25名)
- 保護司としての自己研さんを積みたいから…26.8% (11名)
- 保護司仲間との関係を続けたいから………63.4% (26名)
- 後任の保護司が見つからないから……………12.2% (5名)
- 保護司数の確保につながるから……………17.1% (7名)
- その他…………… 4.9% (2名)

## (6) 仮に再任の上限年齢が引き上げられても、保護司を続けたいとは思わない理由 (主なもの3つまで)



- 活動する意欲や体力に自信がないから……43.4% (23名)
- 世代交代を進め保護司会の活性化を図りたいから……………75.5% (40名)
- 保護司の高齢化が進行するから……………52.8% (28名)
- 家族が反対しているから…………… 3.8% (2名)
- その他…………… 7.5% (4名)

# 知ってもらおう機会を増やす 更生保護に学びを深める

青森県立保健大学生との授業についての感想から



～司法福祉論I (保護司活動の理解)～

担当講師 齋藤 史彦氏

令和5年6月13日(火)、青森県立保健大学に青森地区保護司会から保護司7名が来校し、授業として参加、学生2名の感想文を紹介

## 犯罪の背景にある問題解決のために

社会福祉学科3年 玉澤 明日佳

保護司の方のお話を聞いて、「悪い人はいないと思う」といった言葉が印象的だった。授業でも学んだが、犯罪者は悪いことをしたくて犯罪に手を出してしまうのではなく、生活や人間関係に何かしらの問題を抱えているため、犯罪に至った背景に着目して考えることが重要だと学んだ。問題を解決しなければ再犯率が高まるため、問題の解決に努める必要がある。そう考えると、以前は犯罪者は怖いと考えていたが、授業や講義を聞いて考えが変わった。支援する上で保護司の方が犯罪者の支援を、「怖いとは思わない、重要なのは保護観察対象者が更生できると信じることだ」という言葉に、はっとした。対象者から話を聞く際はまず否定せずに全て聞き、受け止めた後に、矛盾点や相違点があれば、少しずつ「でもね、だよ～」というように優しい口調で話を聞くことが重要であると学んだ。支援をしていく中で引きこもってしまう人も多く、引きこもるのは全て男性であると教えていただいた。男性はプライドが高く、誰にも迷惑をかけたくないという思いが強いことから、孤立感を抱きやすいのだと思った。本人の性格や人柄もあると思うが、社会の目を気にしているのだと思った。長い目で見守っていくことが必要だと実感した。

保護司の方が、「保護司になる人が少ないから、もっと仲間を増やしたい」と仰っていて、保護司について知ってもらおう機会を増やさなければならぬと思った。この科目の授業を受ける前までは、私自身も保護司について知らなかったもので、一般の人の周知度は低いと思う。そのため、社会を明るくする運動以外にも何か保護司について知ってもらおう活動を行い、保護司の普及活動を行っていく必要があると思った。私自身も自分にできることはないかを考え、行動に移したい。

## 情熱と優しさの保護司

社会福祉学科3年 加納 京依

今回、授業では学ぶことのできない更生保護の実際を学ぶことができた。授業の中では保護司は社会内処遇の際に依頼された対象者と面接を行うということぐらいしか理解できなかったが、実際にお話をお聞きしたり質問したりすることで自分の中で保護司について具体的にイメージすることができた。

保護司の天内さんのお話では、保護司は非常勤の国家公務員である一方で給与支給はなくほとんどボランティアとして活動されている方が多いということが印象的だった。

グループに分かれての質疑応答では保護司の現状について詳しく知ることができた貴重な時間になった。私がお話をお聞きした保護司の方は友人から勧められ、「社会に恩返しのできるのであれば」という気持ちから保護司になったが、保護司として約12年活動する中で、普段は関わることのない罪を犯した方やその家族と関わることは勉強になることばかりだとおっしゃっていた。私は、保護司についてボランティアとしての活動にしては責任も活動内容も重いものだと感じていた。しかしお話をお聞きしていく中で保護司の方々も「自分たちの住む地域を自分たち自身で良くしていこう」という熱意と優しく温かい心に感銘を受けた。さらに、保護観察所から依頼された対象者との面接では研修等で学んだことを参考にしながらなるべく本人の気持ちを汲み取れるよう努力していることを知った。しかし実際には決まった日時の面接に来なかったりなかなか本音を話してくれなかったりと苦労することも多く、そういう場合には仲間の保護司とも連絡を取り合っているということをお聞きした。

私自身今後も更生保護に興味を持ちながらさらに学びを深めていきたいと思う。また、「社会のためにできることをしたい」という熱い思いを大切に福祉専門職として地域に貢献できる一人でありたいと思った。



**【特集】** **ハラスメント**

人権や環境等にしっかりと配慮することは、企業や組織の存続に必須の時代となっています。そして、人権上の課題を把握・克服していくことが求められています。更生保護の関係者は、特に心得として自分の行動に気配りが必要と考えられます。

**パワーハラ** パワー  
ハラスメント

業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること、または職場環境を悪化させることをパワーハラスメントといいます。

上司から部下に限らず、部下から上司、先輩、後輩、同僚に対するいじめや嫌がらせもパワーハラスメントと認められることがあります。



**【裁判例】**

ある会社で、上司が部下に「たばこ臭い」と言ってしばしば扇風機の風を当てるなどしたり、部下を強く叱責して、「今後、このようなことがあった場合は、どんな処分を受けても異議はございません」という始末書を書かせたり、「明日から来なくていい」と会議で怒鳴ったりしました。また、別の部下に対しても、「バカ野郎」「給料泥棒」などと叱責したり、殴打したり、「よくこんなやつと結婚したな」と部下の配偶者について侮辱的な発言をしたりしました。

これに対して裁判所は、扇風機の風を当てたことは嫌がらせ目的で長期間、部下に精神的苦痛を与えたもので、不法行為に当たると判断しました。また、始末書を書かせたり、叱責したりしたことは、退職をほのめかして不安を与えたり、屈辱感を与えたりしたもので、社会通念上、許される業務上の指導を超えているとし、殴打したり蹴ったりしたことは違法な暴行であるとして、いずれも不法行為に当たるとしました。配偶者についての発言も精神的苦痛を与えたとして不法行為に当たるとしました。判決では、会社の使用者としての責任を認め、上司と会社が連帯して慰謝料を支払うよう命じました。

東京地裁 平成22年7月27日判決

**セクハラ** セクシュアル  
ハラスメント

相手の意に反した性的な言動を行い、相手を不快にさせることを、一般にセクシュアルハラスメントといいます。

男性から女性に対するものに限らず、女性から男性、同性同士、LGBT（性的少数者）に対するそうした言動もセクハラになります。



**【裁判例】**

ある会社で、女性社員Aの活躍を不快に感じた上司が、Aは異性関係が派手だなどといった噂を社内や社外に流したり、取引が途絶えたのはAと取引先の担当者の男女関係のもつれが原因だなどと専務に虚偽の報告をしたりしました。上司とAの関係が悪化して業務に支障が生じたため、専務はAに対し、話し合いがつかなければ会社を退社してもらうことにする旨述べたところ、Aは退職する意思を示し、上司に対しては3日間の自宅謹慎を命じました。

これに対して裁判所は、上司の行為はAの働く女性としての評価を低下させ、退職に至らせたもので、Aの人格権を侵害し、職場環境を悪化させたとして、不法行為性があると判断しました。また、会社も使用者として責任を負うとし、働きやすい職場環境を整備することを怠ってAの譲歩、犠牲によって調整しようとした点においても不法行為に当たるとしました。判決では、上司と会社に連帯して慰謝料を支払うよう命じました。

福岡地裁 平成4年4月15日判決

**他のハラスメント**

1. 妊娠、出産、育児休暇などを理由に、職場で不利益な扱いをする
2. 陰口や無視といった言葉や態度などによって相手を精神的に傷つける
3. お酒を無理矢理飲ませたり、飲酒に関連した嫌がらせを行う



**【相談窓口 ●みんなの人権 110番 全国共通】 0570-003-110**

(平日) 午前8時30分～午後5時15分まで

出典/企画: 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会 制作: 公益財団法人 人権教育啓発推進センター

更生保護法人  
青森県更生保護協会  
役員・評議員

理事長	川嶋勝美
副理事長	石田憲久
副理事長	黒瀧信行
副理事長	大黒裕明
常務理事	田邊孝美
理事	藤井洋一郎
理事	川島芳正
理事	武田隆一
理事	石田恒久
理事	柿崎雅美
理事	源新和彦
理事	三浦順子
理事	菊地公英
監事	大坂健藏
監事	佐々木雅久

評議員	清水邦博
評議員	天内修
評議員	鈴木泰雄
評議員	加川史
評議員	沼田桃子
評議員	佐藤玲恵子
評議員	半田秀美
評議員	米谷恵司
評議員	鎌田喜代志
評議員	津島弘美
評議員	奈良岡隆
評議員	珍田真
評議員	小金平育男
評議員	中村満雄
評議員	吉田誠也
評議員	町田光司
評議員	最上伸子
評議員	塩原誓子
評議員	福井義範
事務局長	鬼柳久美子

県内保護司現員数

(令和5年3月1日現在)

地区名	定数	現員数	充足率
青森	132	127	96.2%
弘前	78	80	102.6%
八戸	124	104	83.9%
南黒	29	29	100%
河南	25	22	88.0%
五所川原	61	54	88.5%
つがる	22	23	104.5%
鱒ヶ沢	20	21	100.5%
上十三	52	41	78.8%
野辺地	43	40	93.0%
むつ下北	44	47	106.8%
計	630	588	93.3%

当連合会 会長 天内 修氏が

更生保護法人 全国保護司連盟  
東北地方保護司連盟

副理事長  
会長 に就任致しました

青森県保護司会連合会【令和5年度役員】

役職名	氏名	地区名	備考
会長	天内修	青森	
副会長	成田豊	むつ下北	県央地域
副会長	山村正彦	上十三	県南地域
副会長	鳴海勝文	南黒	弘南地域
副会長	吉田誠也	つがる	県西地域
副会長	田中明子	青森	女性理事
常務理事	樋口修三	青森	

監事	對馬充	青森	県央地域
監事	三浦勝美	八戸	県南地域
監事	田澤昭次郎	弘前	弘南地域
監事	石岡幸男	鱒ヶ沢	県西地域

(更) 全国保護司連盟副理事長 天内 修  
東北地方保護司連盟会長 天内 修  
東北地方保護司連盟理事 鳴海 勝文  
東北地方保護司連盟理事 樋口 修三

役職名	氏名	地区名	備考
理事	天内修	青森	
理事	森山忠雄	弘前	
理事	高橋芳久	八戸	
理事	鳴海勝文	南黒	
理事	岸修	河南	
理事	木村司	五所川原	
理事	吉田誠也	つがる	
理事	安田悠宏	鱒ヶ沢	
理事	山村正彦	上十三	
理事	吉原有三	野辺地	
理事	成田豊	むつ下北	
理事	樋口修三	青森	
女性理事	田中明子	青森	県央地域
女性理事	苔米地孝子	上十三	県南地域
女性理事	野呂秋江	弘前	弘南地域
女性理事	原田佐保利	鱒ヶ沢	県西地域

叙勲・褒章 おめでとうございます (敬称略)

【瑞宝小綬章】

〈令和5年4月29日付け〉

中村 徹 (青森地区・保護司) 法務行政事務功労  
(元関東地方更生保護委員会第三部長)

【瑞宝双光章】

〈令和5年4月29日付け〉

上田 祥悦 (八戸・保護司) 更生保護功労  
平川 俊治 (つがる・元保護司) 教育功労  
町田 光司 (更生保護協会評議員) 警察協力功労

【藍綬褒章】

〈令和5年4月28日付け〉

葛原 隆男 (野辺地・保護司) 更生保護功績

【青森県褒賞】

〈令和4年11月22日付け〉

安田 祥導 (むつ下北地区・保護司)

【寄附金の贈呈】

令和5年2月16日(木)、更生保護法人青森県更生保護協会に、珍田 眞様が、金100万円の浄財を寄附してくださいました。

更生保護法人青森県更生保護協会の評議員でもある珍田 眞様は、これまで数回にわたり、更生保護法人青森県更生保護協会に浄財を寄附して下さっております。



令和5年2月16日、青森保護観察所所長室にて  
右から 青森保護観察所長 野尻 実 様  
青森県更生保護協会評議員 珍田 眞 様  
更生保護協会理事長 川嶋 勝美  
更生保護協会常務理事 田邊 孝美

随時、寄附を承っております

ホームページをご覧頂くか、直接電話でお問い合わせください。

〈寄附の問い合わせ〉

更生保護法人 青森県更生保護協会  
TEL 017-776-6419

更生保護施設 プラザあすなる  
TEL 017-734-6211



青森県更生保護協会  
ホームページ

次の方々から浄財が寄せられました。  
厚く御礼申し上げます。(敬称略)

(更)青森県更生保護協会 寄附者御芳名

〈令和4年12月1日～令和5年5月31日〉

- 〈100万円〉 珍田 眞
- 〈60万円〉 協同組合 タッケン
- 〈20万円〉 関 一 宇  
青森地区保護司会 八戸地区保護司会
- 〈10万円〉 社会福祉法人 青森県共同募金会
- 〈5万円〉 川嶋 勝美
- 〈3万円〉 小金平 育男 半田 秀美
- 〈1万円〉 古川 節子 山田 泰仙  
鳴海 晃 宮越 寛  
日専連青森女性部会  
中泊町更生保護女性会  
社会福祉法人 向明会  
有限会社 塚本建設
- 〈3千円〉 中村 盛江

(更)青森県更生保護協会 会員御芳名

〈令和4年12月1日～令和5年5月31日〉

- 【普通会员】 〈575,000円〉  
青森県内保護司 575名
- 【賛助会員】 〈1万円〉 株式会社 アクション

(更)あすなる 寄附者御芳名

〈令和4年12月1日～令和5年5月31日〉

- 〈100万円〉 ドラゴンキューブ株式会社
- 〈10万円〉 八戸地区保護司会  
青森地区保護司会  
白鳥 きよみ 堀越 敏雄
- 〈5万円〉 黒瀧 信行 佐藤 武治  
三浦 順子
- 〈3万円〉 大井 亮
- 〈2万円〉 小野 知行 橋本 敏子
- 〈1万2千円〉 特定非営利活動法人 青森県就労支援事業者機構
- 〈1万円〉 野澤 壽代
- 〈5千円〉 春嶺俳句会
- 〈1千円〉 武本 正司

保護司の皆様へ

住所、連絡先、職業等変更になった場合は、必ず各地区の事務局へご連絡をお願い致します。